

すべての子どもたちに中等教育の実質無償化を求める特別決議

「高校無償化法案」は、厳しい財源のなか3,933億円が予算計上された。支給方法や年齢制限の課題などを解決し閣議決定をへて、現在国会審議中である。政権公約の具現化として、後期中等教育における機会均等を実現するものであり、まさに政権交代を象徴する法案といえる。政府は同法案の成立をうけ、さらに懸案の国際人権A規約「中等教育の漸進的無償化」条項（13条2のb）の批准留保を撤回する方針であり、国際的な潮流からみても評価されるものである。

しかし、マスコミ報道にみられるように、外交問題等を理由に朝鮮学校だけを無償化から除外することは、「この規約の締結国は、教育についてのすべての者の権利を認める」とした国際人権A規約（13条の1）や、教育を受ける権利を定めた憲法26条、教育の機会均等を定めた教育基本法4条に照らしても問題である。文科大臣はあくまで、高等学校の教育課程に類するかどうか制度上の客観的判断であると述べ、外交上の配慮や教育の中身が判断の材料になるのではないことを明言している。教育は、決して政治や外交上の思惑で判断されることがあってはならない。

現在、朝鮮学校では子どもたちが国際社会や地域社会の発展にむけ、日本の高校のカリキュラムに準じて学んでいる。このような実態からしても、朝鮮学校だけを無償化から除外することは法案の理念や趣旨に反するものであり、国連人種差別撤廃委員会からも人権侵害と指摘されているところである。

私たちは多民族・多文化共生社会を実現するためにも、すべての子どもたちに差別なく、学ぶ権利が保障されることを強く求めるものである。

以上、決議する。

2010年3月15日

日本教職員組合第98回臨時大会